【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年６月20日
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　橋本　幸子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【事務連絡者氏名】	坂井　瑛美
【電話番号】	03-6703-4100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし） ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし） ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり） ：　各ファンド3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）　本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）
ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）
（以上を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）」を「Ａコース（為替ヘッジなし）」または「Ａコース」、「ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）」を「Ｂコース（為替ヘッジあり）」または「Ｂコース」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
当初元本は、１口当り１円です。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、3,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。
ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(5)【申込手数料】

①　購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
詳細は、販売会社にお問い合わせください。
(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)
なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれます（以下同じ。）。

②　収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

③　「Ａコース」、「Ｂコース」の相互間で、換金代金をもって、換金受付日当日に他方のコースを購入した場合（以下「スイッチング」といいます。）は、無手数料とします。
スイッチングの取扱いは販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

①　１万円以上１円単位

なお、販売会社によって異なる購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

②　スイッチングの各コースの申込単位は１万円以上１円単位です。ただし、コースの全部を売却して他のコースを購入する場合は、１円以上１円単位から購入いただけます。

なお、取扱いを行うコースおよびスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

③　収益分配金を再投資する場合は、１円単位とします。

(7)【申込期間】

2025年６月21日から2025年９月11日まで

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(9)【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払い込みください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

①　購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

②　日本以外の地域における発行

行いません。

③　購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日および2025年９月12日以降は、販売会社の営業日であっても購入は受付けません（スイッチングを含みます。）。詳細は販売会社にお問い合わせください。

④　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）、ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）（以下、両ファンドを総称して「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）」を「Ａコース（為替ヘッジなし）」または「Ａコース」、「ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）」を「Ｂコース（為替ヘッジあり）」または「Ｂコース」という場合があります。）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式）） 資産複合 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	＜Ａコース＞ なし ＜Ｂコース＞ あり （フルヘッジ）

＜各分類および区分の定義＞

Ⅰ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

Ⅱ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年１回	目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　信託金の限度額は「Ａコース」、「Ｂコース」合わせて1,000億円とします。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④　ファンドの特色

＜当ファンドおよび米国小型成長株式マザーファンドの特色＞

a．当ファンドは、米国小型成長株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を通じて、米国の小型株を主要投資対象として積極的な運用を行います。

主に米国の小型株の中から、中長期的に高成長が見込まれる銘柄に投資します。

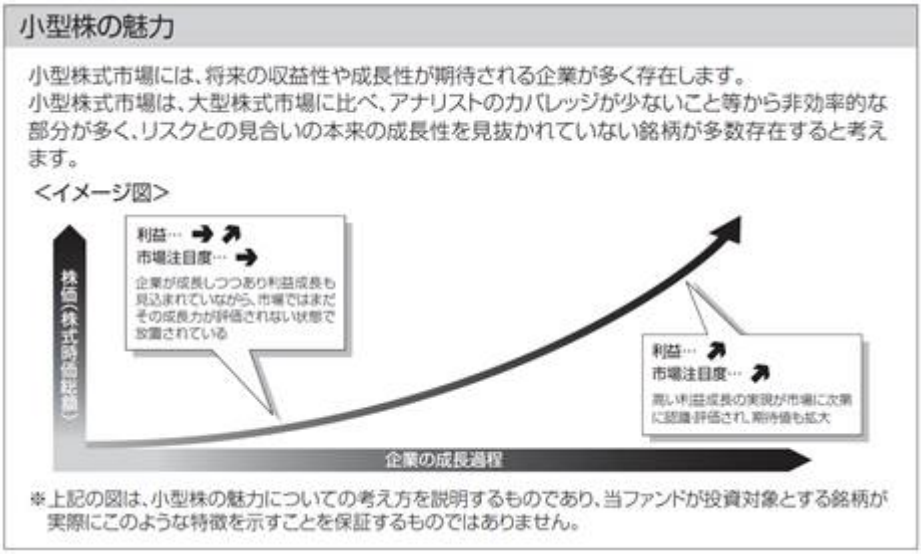

b．当ファンドはスイッチング可能なＡコース、Ｂコースの２本のファンドで構成され、「ファミリーファンド方式」＊により運用を行います。

＊　ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「Ａコース」、「Ｂコース」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

※　スイッチングの取扱いについては、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

<u>Ａコース（為替ヘッジなし）</u>

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

実質外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。したがって日本・円と米国・ドルとの間の為替変動により、基準価額が変動します。

<u>Ｂコース（為替ヘッジあり）</u>

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。実質外貨建資産に対し為替ヘッジを行うことで日本・円と米国・ドルとの間の為替変動リスクが低減されますが、米国の金利が日本の金利に比べ高い場合には、その金利差相当分のヘッジコストがかかります。

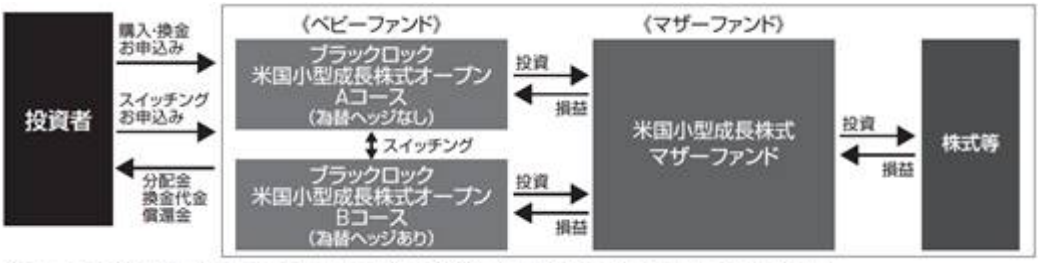

※スイッチングの取扱いは販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

ｃ．Ａコース、Ｂコースおよびマザーファンドは、外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限をブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク（所在地：米国デラウェア州）に委託します。

ｄ．Ａコースおよびマザーファンドでは、Russell 2000 Growth Index（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマーク＊とします。またＢコースでは、Russell 2000 Growth Index（税引後配当込み、円ヘッジ円ベース）を参考指標とします。

＊　ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当って、運用成果を評価する際に用いる基準指標です。

※　Russell 2000® Index、およびRussell®は、フランク・ラッセル・カンパニーの登録商標です。
「ラッセル米国株式インデックス」は、米国株式市場全体の時価総額上位3,000銘柄（市場全体の約98%を代表）で構成されるインデックスシリーズです。「Russell 2000® Growthインデックス」は、この「ラッセル米国株式インデックス」の一つで、時価総額上位1,000銘柄を除く下位2,000銘柄のうち、PBR（株価純資産倍率）が高く、成長が相対的に高いと予測される銘柄で構成されています。Russell 2000 Growth Index（税引後配当込み、円換算ベース）は、Russell 2000 Growth Index（税引後配当込み）に為替を乗じたものです。

ｅ．運用プロセス

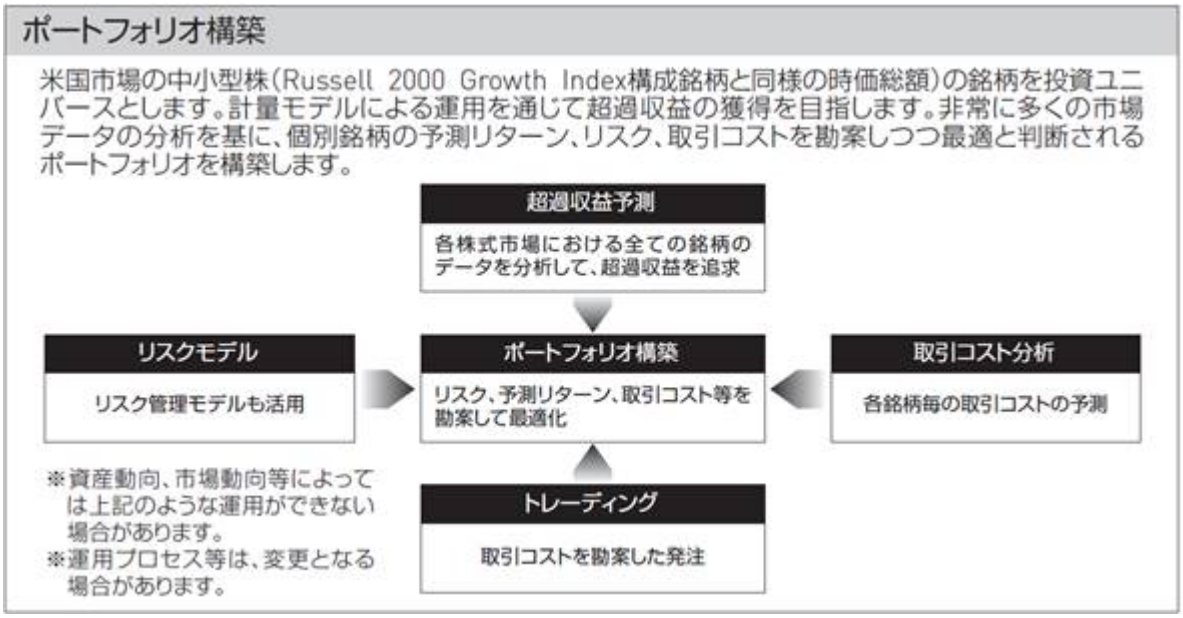

(2)【ファンドの沿革】

1995年９月29日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2003年12月20日	信託期間10年延長、ファンド名変更 （旧名称：マーキュリー・米国店頭成長株式・オープン Ａコース／Ｂコース）
2006年10月１日	ファンド名変更（旧名称：メリルリンチ米国店頭成長株式オープン Ａコース／Ｂコース）
2007年１月４日	投資信託振替制度への移行
2009年12月２日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継
2014年12月23日	信託期間10年延長
2017年６月17日	マザーファンド名称を「ブラックロック米国小型成長株式マザーファンド」から「米国小型成長株式マザーファンド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

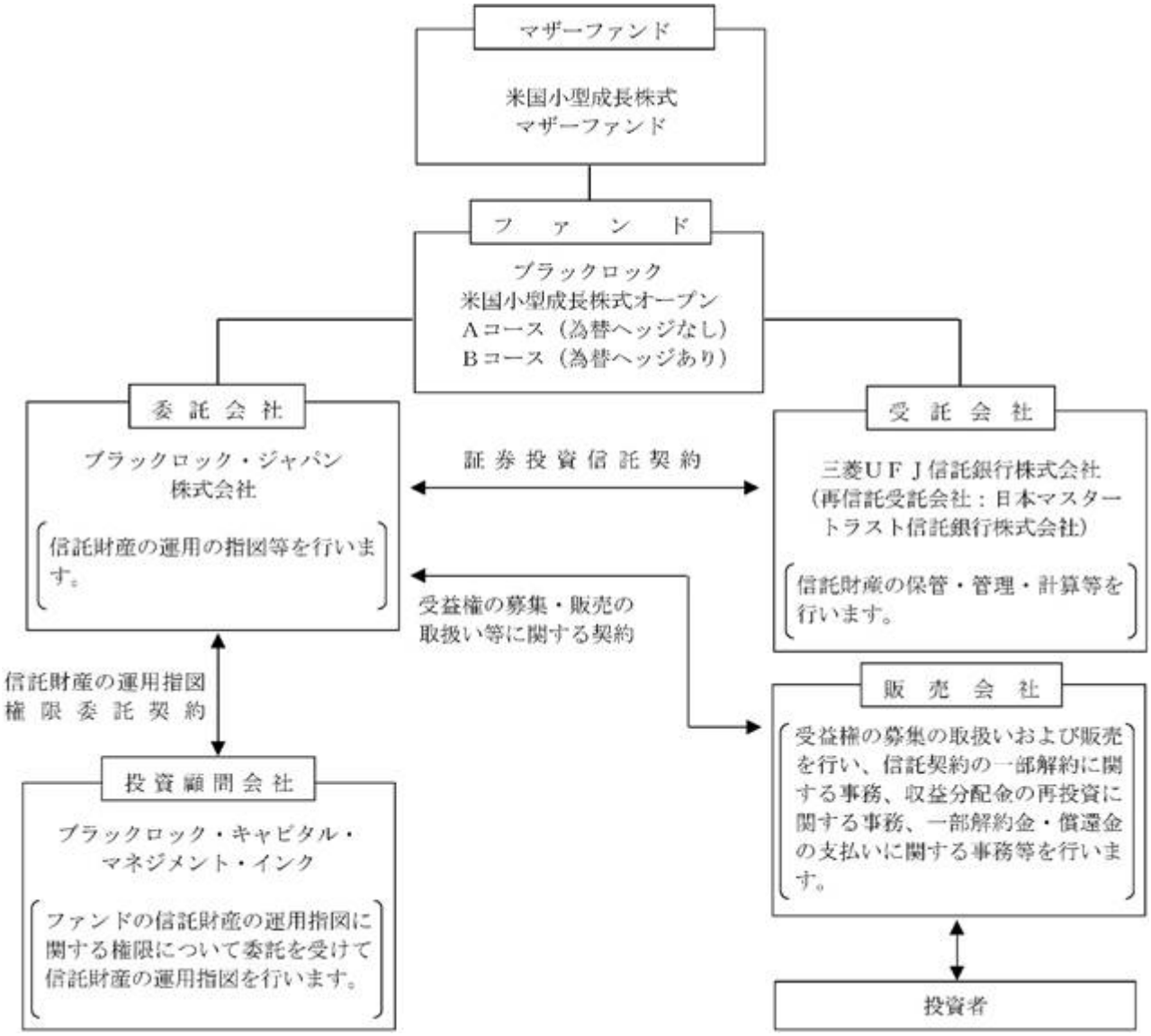

＜契約等の概要＞

a．「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c．「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

＜委託会社の概況＞

2025年３月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

ａ．資本金　　3,120百万円

ｂ．沿革

1985年１月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年３月　証券投資顧問業者として登録 1987年６月　投資一任業務認可を取得 1997年12月　投資信託委託業務免許を取得
1988年３月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年６月　証券投資顧問業者として登録 1989年１月　投資一任業務認可を取得 1998年３月　投資信託委託業務免許を取得
1999年４月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年６月　証券投資顧問業者として登録 1999年８月　投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

ｃ．大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①　主として米国小型成長株式マザーファンド受益証券への投資を通じて米国の小型株を主要投資対象として積極的な運用を行います。

②　Ａコースは、Russell 2000 Growth Index（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。為替ヘッジを行うＢコースは、ヘッジコストを反映した指数が算出されていないため、ベンチマークを設定せず、Russell 2000 Growth Index（税引後配当込み、円ヘッジ円ベース）を参考指標とします。

③　Ａコースでは、実質外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。また、Ｂコースでは、実質外貨建資産については為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

④　ブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク（BlackRock Capital Management Inc.）に外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

⑤　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※　委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

＜参考＞　マザーファンドの運用の基本方針

親投資信託　　米国小型成長株式マザーファンド

－ 運用の基本方針 －

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

米国の小型株を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 米国の小型株を主要投資対象とし、Russell 2000 Growth Index（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとして運用を行います。
② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
③ ブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク(BlackRock Capital Management Inc.)に外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。
④ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

（３）投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
③ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
⑤ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

(2)【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ｃ．金銭債権

ｄ．約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

② 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として米国小型成長株式マザーファンド受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．株券または新株引受権証書

ｂ．国債証券

ｃ．地方債証券

ｄ．特別の法律により法人の発行する債券

ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ｆ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

ｇ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

ｈ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

ｉ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）

ｊ．コマーシャル・ペーパー

ｋ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ｌ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ｍ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

ｎ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

ｏ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

ｐ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

ｑ．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

ｒ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ｓ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ｔ．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

ｕ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ｖ．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、ａ．の証券または証書、ｌ．ならびにｑ．の証券または証書のうちａ．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂ．からｆ．までの証券およびｌ．ならびにｑ．の証券または証書のうちｂ．からｆ．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｍ．の証券およびｎ．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　投資対象とする金融商品

このファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができるものとします。

ａ．預金
ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ｃ．コール・ローン
ｄ．手形割引市場において売買される手形
ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
ｆ．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

①　ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

②　社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

③　当ファンドは外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限をブラックロック・キャピタル・マネジメント・インクに委託します。
当ファンドはブラックロック・キャピタル・マネジメント・インクの科学的アクティブ株式運用部門　米国チーム（４名程度）が運用を担当します。

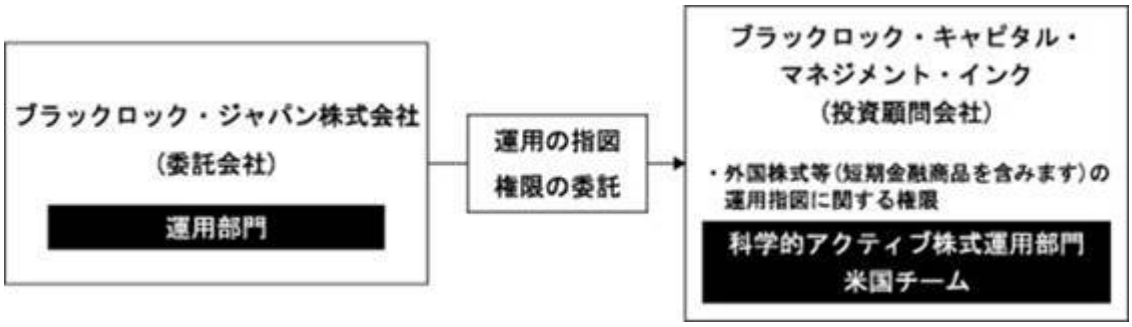

※　運用体制等は、変更となる場合があります。

<u>ブラックロック・グループ</u>

ブラックロック・グループは、運用資産残高約11.6兆米ドル＊（約1,732兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行っております。

＊　2025年３月末現在。（円換算レートは１米ドル＝149.54円を使用）

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

年１回の毎決算時（９月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

ａ．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。

ｂ．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

分配金額は10円以上10円単位とします。なお、分配可能額が10円未満の場合は分配を行わず、次期以降に繰越します。

基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｃ．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

ａ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該信託報酬に係る消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、自動けいぞく投資契約＊に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＊ 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(5)【投資制限】

① 各ファンドの約款で定める投資制限

a．投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b．投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合＊には制限を設けません。

＊ 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。

c．同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d．投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

e．同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

f．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

g．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h．投資する投資信託証券への投資制限

投資信託証券（親投資信託は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

ｉ．信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ロ．株式分割により取得する株券

ハ．有償増資により取得する株券

ニ．売り出しにより取得する株券

ホ．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ヘ．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ｊ．先物取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付およびプット・オプションの買付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付およびプット・オプションの買付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付およびプット・オプション買付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．有価証券の貸付けの指図

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(b) (a)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

m．外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

n．資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

o．デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

p．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

② 投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のａ．の数がｂ．の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

ａ．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

ｂ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

ａ．米国株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、米国に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、米国の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｂ．中小型株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式市場全体の平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式を中心に投資します。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

ｃ．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドの基準価額は円建てで表示されます。一方、当ファンドおよびマザーファンドは外貨建資産に投資します。

「Ａコース（為替ヘッジなし）」は、原則として外貨建資産に対して円に対する為替ヘッジは行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「Ｂコース（為替ヘッジあり）」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジコストがかかります。

ｄ．デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与えることがあります。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク

ａ．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります（スイッチングを含みます。）。

ｂ．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により残存口数が自動けいぞく約款に規定する各信託の受益権の口数を合計した口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

ｃ．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

ｄ．流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

ｅ．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※　リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2020年4月～2025年3月）

Aコース（為替ヘッジなし）

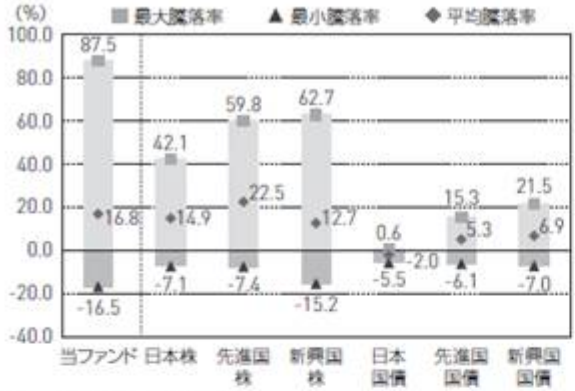

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2020年4月～2025年3月）

Bコース（為替ヘッジあり）

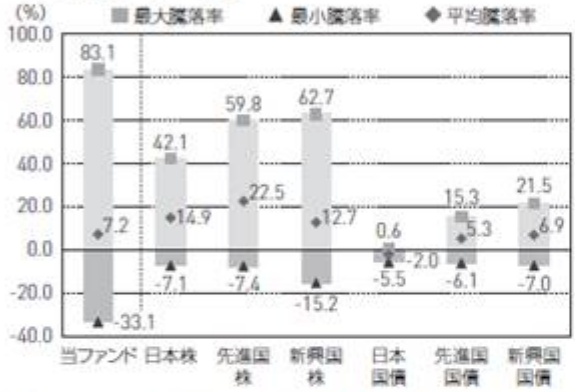

※上記グラフは、過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数
日本株……東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株……MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケッツ指数（配当込み、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>
東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値および東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ指数（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ指数（配当込み、円ベース）は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①　購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

②　収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

③　スイッチングにより購入する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

①　換金手数料

ありません。

②　信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

①　信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.683%（税抜1.53%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.803% (税抜0.73%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.770% (税抜0.70%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.110% (税抜0.10%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※　委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

②　信託報酬の支払

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

①　信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用＊はその都度、信託財産中より支弁します。
＊海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

④ 信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。
日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

a．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。

b．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

d．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③ 収益分配金の課税について」を参照。）

② 換金時および償還時の課税について

a．個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

b．法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④　個人、法人の課税の取扱いについて

ａ．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税５%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含む）、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※　公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

ｂ．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※　外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※　上記は2025年３月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

・直近の運用報告書の対象期間（2023年9月21日から2024年9月20日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
Aコース（為替ヘッジなし）	1.78%	1.68%	0.09%
Bコース（為替ヘッジあり）	1.80%	1.68%	0.11%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2025年３月末現在のものです。

「ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）」

(1)【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		5,047,561,804	100.05
	内　日本	5,047,561,804	100.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△2,406,595	△0.05
純資産総額		5,045,155,209	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国／地域	種類	数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	米国小型成長株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	235,372,432	23.8371	5,610,597,991	21.4450	5,047,561,804	100.05

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.05

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年３月末現在、同日前１年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20期(2015年９月24日)	1,621,102,184	(同左)	1.9589	(同左)
第21期(2016年９月20日)	1,211,838,187	(同左)	1.6904	(同左)
第22期(2017年９月20日)	2,464,320,085	(同左)	2.1579	(同左)
第23期(2018年９月20日)	3,357,862,395	(同左)	2.7458	(同左)
第24期(2019年９月20日)	2,802,690,429	(同左)	2.4909	(同左)
第25期(2020年９月23日)	3,473,115,410	(同左)	2.7004	(同左)
第26期(2021年９月21日)	3,932,735,319	(同左)	3.7936	(同左)
第27期(2022年９月20日)	2,414,626,928	(同左)	3.7302	(同左)
第28期(2023年９月20日)	2,389,216,698	(同左)	4.0042	(同左)
第29期(2024年９月20日)	2,985,435,597	(同左)	4.8464	(同左)
2024年３月末現在	2,918,928,936	―	4.9187	―
2024年４月末現在	2,895,722,072	―	4.8238	―
2024年５月末現在	2,911,796,646	―	4.9177	―
2024年６月末現在	2,973,787,466	―	5.0089	―
2024年７月末現在	3,069,980,450	―	5.0935	―
2024年８月末現在	2,923,442,267	―	4.7930	―
2024年９月末現在	2,955,192,098	―	4.8066	―
2024年10月末現在	3,153,613,899	―	5.1316	―
2024年11月末現在	3,234,107,014	―	5.4714	―
2024年12月末現在	4,538,394,640	―	5.3903	―
2025年１月末現在	4,645,489,844	―	5.4800	―
2025年２月末現在	5,085,787,573	―	4.8238	―
2025年３月末現在	5,045,155,209	―	4.5268	―

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第20期	―
第21期	―
第22期	―
第23期	―
第24期	―
第25期	―
第26期	―
第27期	―
第28期	―
第29期	―
2024年９月21日～2025年３月20日	―

③【収益率の推移】

	収益率(％)
第20期	15.9
第21期	△13.7
第22期	27.7
第23期	27.2
第24期	△9.3
第25期	8.4
第26期	40.5
第27期	△1.7
第28期	7.3
第29期	21.0
2024年９月21日～2025年３月20日	△5.1

（注）　収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第20期	126,004,776	1,018,148,402	827,572,984
第21期	68,656,824	179,338,479	716,891,329
第22期	720,751,865	295,650,155	1,141,993,039
第23期	736,368,952	655,434,248	1,222,927,743
第24期	493,778,129	591,528,758	1,125,177,114
第25期	663,772,245	502,785,817	1,286,163,542
第26期	394,236,607	643,731,561	1,036,668,588
第27期	240,308,980	629,655,806	647,321,762
第28期	64,835,412	115,478,971	596,678,203
第29期	110,321,808	90,991,503	616,008,508
2024年９月21日～ 2025年３月20日	557,594,500	58,917,535	1,114,685,473

「ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		221,158,424	100.26
	内　日本	221,158,424	100.26
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△581,349	△0.26
純資産総額		220,577,075	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国／地域	種類	数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	米国小型成長株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	10,312,820	23.2634	239,911,909	21.4450	221,158,424	100.26

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.26

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2025年３月末現在、同日前１年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20期(2015年９月24日)	199,011,830	(同左)	1.4953	(同左)
第21期(2016年９月20日)	203,061,612	(同左)	1.5065	(同左)
第22期(2017年９月20日)	439,724,898	(同左)	1.7453	(同左)
第23期(2018年９月20日)	526,631,915	(同左)	2.1717	(同左)
第24期(2019年９月20日)	437,897,760	(同左)	1.9931	(同左)
第25期(2020年９月23日)	426,285,908	(同左)	2.2074	(同左)
第26期(2021年９月21日)	506,200,681	(同左)	2.9695	(同左)
第27期(2022年９月20日)	370,296,065	(同左)	2.1906	(同左)
第28期(2023年９月20日)	341,475,738	(同左)	2.1673	(同左)
第29期(2024年９月20日)	415,132,454	(同左)	2.5713	(同左)
2024年３月末現在	418,214,803	―	2.5217	―
2024年４月末現在	388,330,084	―	2.3740	―
2024年５月末現在	394,436,950	―	2.4068	―
2024年６月末現在	379,807,766	―	2.3754	―
2024年７月末現在	423,470,364	―	2.5357	―
2024年８月末現在	411,019,767	―	2.5131	―
2024年９月末現在	412,889,026	―	2.5479	―
2024年10月末現在	262,344,168	―	2.5183	―
2024年11月末現在	296,210,175	―	2.7197	―
2024年12月末現在	266,933,960	―	2.5369	―
2025年１月末現在	276,452,080	―	2.6327	―
2025年２月末現在	237,580,542	―	2.3899	―
2025年３月末現在	220,577,075	―	2.2392	―

② 分配の推移

	１口当たりの分配金(円)
第20期	―
第21期	―
第22期	―
第23期	―
第24期	―
第25期	―
第26期	―
第27期	―
第28期	―
第29期	―
2024年９月21日～2025年３月20日	―

③ 収益率の推移

	収益率(％)
第20期	4.9
第21期	0.7
第22期	15.9
第23期	24.4
第24期	△8.2
第25期	10.8
第26期	34.5
第27期	△26.2
第28期	△1.1
第29期	18.6
2024年９月21日～2025年３月20日	△11.5

（注） 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第20期	12,850,321	94,177,906	133,093,569
第21期	31,499,960	29,806,886	134,786,643
第22期	174,374,975	57,220,032	251,941,586
第23期	103,690,887	113,135,479	242,496,994
第24期	50,773,042	73,566,433	219,703,603
第25期	48,388,456	74,975,975	193,116,084
第26期	27,367,776	50,015,575	170,468,285
第27期	9,455,501	10,888,446	169,035,340
第28期	31,633,478	43,109,900	157,558,918
第29期	64,576,325	60,689,593	161,445,650
2024年９月21日～ 2025年３月20日	21,122,430	84,611,425	97,956,655

（参考情報）

「米国小型成長株式マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式		5,071,439,895	96.26
	内　アメリカ	4,803,387,464	91.17
	内　ケイマン諸島	137,317,639	2.61
	内　アイルランド	22,868,713	0.43
	内　イギリス	17,029,639	0.32
	内　バミューダ	14,630,090	0.28
	内　カナダ	11,788,229	0.22
	内　オランダ	11,706,626	0.22
	内　ジャージィー	10,969,594	0.21
	内　シンガポール	10,294,227	0.20
	内　バハマ	9,993,208	0.19
	内　プエルトリコ	9,266,524	0.18
	内　イギリス領バージン諸島	5,655,623	0.11
	内　スイス	4,964,542	0.09
	内　フランス	1,567,777	0.03
投資証券		63,987,920	1.21
	内　アメリカ	63,987,920	1.21
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		133,303,682	2.53
純資産総額		5,268,731,497	100.00

（注）　当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国／地域	種類	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	SPROUTS FARMERS MARKET INC	アメリカ	株式	生活必需品流通・小売り	3,545	19,460.25	68,986,594	22,092.32	78,317,300	1.49
2	EXLSERVICE HOLDINGS INC	アメリカ	株式	商業・専門サービス	8,870	5,999.82	53,218,489	6,997.53	62,068,144	1.18
3	INSMED INC	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,347	11,258.38	48,940,209	11,661.06	50,690,648	0.96
4	FTAI AVIATION LTD	ケイマン諸島	株式	資本財	2,875	19,559.47	56,233,480	16,800.06	48,300,193	0.92
5	PRIMORIS SERVICES CORP	アメリカ	株式	資本財	4,958	10,203.95	50,591,229	8,563.01	42,455,405	0.81
6	MOOG INC-CLASS A	アメリカ	株式	資本財	1,636	29,743.25	48,659,963	25,680.05	42,012,578	0.80
7	HOULIHAN LOKEY INC	アメリカ	株式	金融サービス	1,561	24,927.50	38,911,833	23,639.11	36,900,653	0.70
8	PJT PARTNERS INC - A	アメリカ	株式	金融サービス	1,798	22,711.57	40,835,416	20,330.23	36,553,761	0.69
9	PIPER SANDLER COS	アメリカ	株式	金融サービス	986	45,917.18	45,274,344	37,004.70	36,486,638	0.69
10	FABRINET	ケイマン諸島	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,227	35,568.14	43,642,109	29,326.85	35,984,048	0.68
11	CARPENTER TECHNOLOGY	アメリカ	株式	素材	1,313	25,593.41	33,604,160	27,104.98	35,588,846	0.68
12	SPX TECHNOLOGIES INC	アメリカ	株式	資本財	1,829	22,446.51	41,054,681	19,352.37	35,395,491	0.67
13	QUALYS INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	1,775	19,910.09	35,340,423	19,015.95	33,753,317	0.64
14	LAUREATE EDUCATION INC-A	アメリカ	株式	消費者サービス	10,997	2,769.51	30,456,391	3,057.68	33,625,350	0.64
15	ENSIGN GROUP INC/THE	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・サービス	1,745	20,792.14	36,282,300	19,249.20	33,589,862	0.64
16	TENABLE HOLDINGS INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	6,301	6,083.76	38,333,810	5,224.22	32,917,865	0.62
17	BRINKER INTERNATIONAL INC	アメリカ	株式	消費者サービス	1,484	17,419.06	25,849,892	22,067.65	32,748,402	0.62
18	ACI WORLDWIDE INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	4,020	7,444.06	29,925,137	8,115.94	32,626,101	0.62
19	INSIGHT ENTERPRISES INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,411	26,885.30	37,935,167	22,819.74	32,198,656	0.61
20	FLUOR CORP	アメリカ	株式	資本財	5,726	6,616.62	37,886,793	5,411.12	30,984,123	0.59
21	VAXCYTE INC	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,983	15,158.84	45,218,841	10,385.65	30,980,421	0.59
22	GRIFFON CORP	アメリカ	株式	資本財	2,892	11,434.94	33,069,857	10,536.67	30,472,062	0.58
23	WORKIVA INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	2,580	13,031.21	33,620,528	11,771.70	30,371,010	0.58
24	MUELLER WATER PRODUCTS INC-A	アメリカ	株式	資本財	7,916	3,546.67	28,075,493	3,814.25	30,193,644	0.57
25	CLEARWATER ANALYTICS HDS-A	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	7,596	4,133.96	31,401,569	3,966.76	30,131,551	0.57
26	RAMBUS INC	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	3,733	7,670.39	28,633,601	8,029.22	29,973,093	0.57
27	BOX INC - CLASS A	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	6,365	4,831.06	30,749,704	4,650.07	29,597,708	0.56
28	APPLIED INDUSTRIAL TECH INC	アメリカ	株式	資本財	867	35,346.98	30,645,837	33,721.24	29,236,319	0.55
29	CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDI	ケイマン諸島	株式	半導体・半導体製造装置	4,771	7,177.89	34,245,725	6,057.05	28,898,210	0.55
30	HALOZYME THERAPEUTICS INC	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,973	8,502.00	25,276,468	9,545.35	28,378,345	0.54

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類		投資比率(%)
株式		96.26
	業種	
	資本財	16.42
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	15.87
	ソフトウェア・サービス	10.63
	ヘルスケア機器・サービス	9.43
	金融サービス	5.64
	商業・専門サービス	5.42
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.01
	消費者サービス	3.85
	半導体・半導体製造装置	3.28
	一般消費財・サービス流通・小売り	3.05
	素材	2.85
	エネルギー	2.37
	メディア・娯楽	2.18
	耐久消費財・アパレル	1.94
	食品・飲料・タバコ	1.68
	自動車・自動車部品	1.51
	生活必需品流通・小売り	1.49
	保険	1.41
	運輸	0.89
	銀行	0.87
	家庭用品・パーソナル用品	0.79
	不動産管理・開発	0.35
	電気通信サービス	0.22
	公益事業	0.11
投資証券		1.21
合計		97.47

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	RUSSELL 2000 MINI JUN 25	買建	8	123,913,451	121,834,876	2.31

（注１）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。
（注２）　評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（参考情報）

運用実績

2025年3月末現在

基準価額・純資産の推移

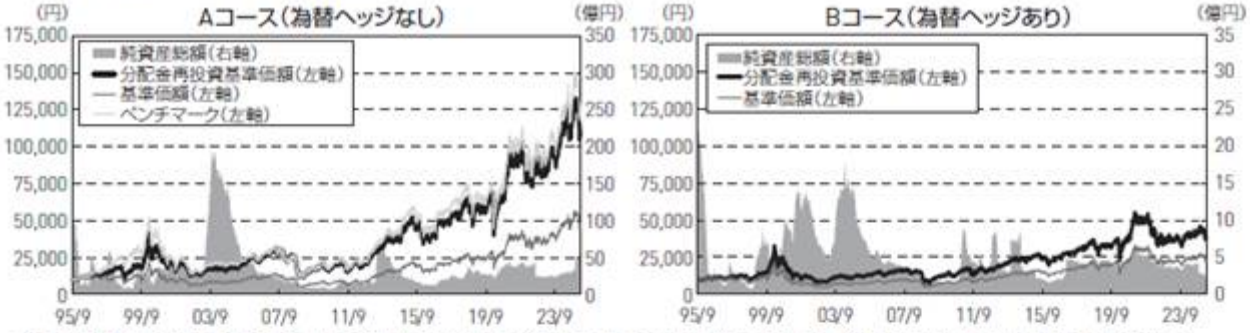

※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
※Aコースのベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。
※Bコース（為替ヘッジあり）にはベンチマークはありません。

分配の推移

	第25期 2020年9月	第26期 2021年9月	第27期 2022年9月	第28期 2023年9月	第29期 2024年9月	設定来累計
Aコース（為替ヘッジなし）	0円	0円	0円	0円	0円	10,400円
Bコース（為替ヘッジあり）	0円	0円	0円	0円	0円	6,000円

※分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄（%）

	銘柄名	業種	比率
1	SPROUTS FARMERS MARKET INC	生活必需品流通・小売り	1.5
2	EXLSERVICE HOLDINGS INC	商業・専門サービス	1.2
3	INSMED INC	医薬品バイオテクノロジーライフサイエンス	1.0
4	FTAI AVIATION LTD	資本財	0.9
5	PRIMORIS SERVICES CORP	資本財	0.8
6	MOOG INC-CLASS A	資本財	0.8
7	HOULIHAN LOKEY INC	金融サービス	0.7
8	PJT PARTNERS INC - A	金融サービス	0.7
9	PIPER SANDLER COS	金融サービス	0.7
10	FABRINET	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.7

組入上位10業種（%）

	業種	比率
1	資本財	16.4
2	医薬品バイオテクノロジーライフサイエンス	15.9
3	ソフトウェア・サービス	10.6
4	ヘルスケア機器・サービス	9.4
5	金融サービス	5.6
6	商業・専門サービス	5.4
7	テクノロジーハードウェアおよび機器	4.0
8	消費者サービス	3.8
9	半導体・半導体製造装置	3.3
10	一般消費財・サービス流通・小売り	3.0

※当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
※ 直近10年間の年間収益率の推移です。
※ Bコース（為替ヘッジあり）にはベンチマークはありません。

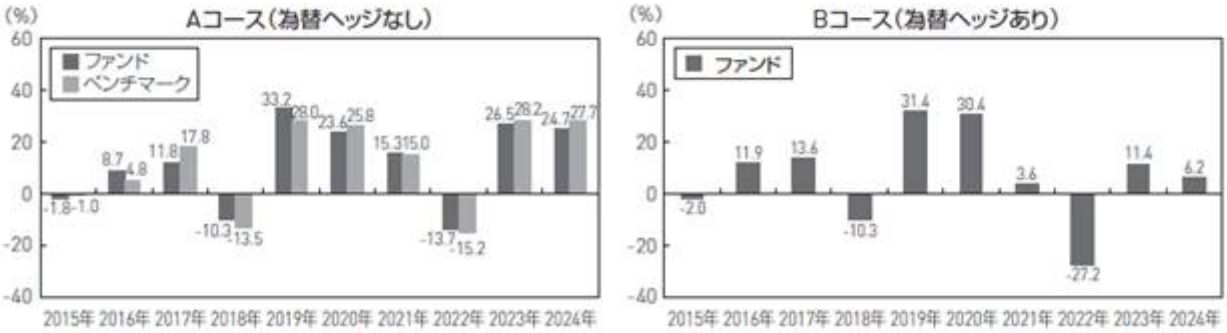

※2021年12月18日に、Aコースのベンチマークを「Russell 2000 Growth Index（円換算ベース）」より「Russell 2000 Growth Index（税引後配当込み、円換算ベース）」に変更しました。このため、ベンチマークのデータは、設定時から2021年12月17日までの期間は「Russell 2000 Growth Index（円換算ベース）」の指数値に基づき、2021年12月18日以降については「Russell 2000 Growth Index（税引後配当込み、円換算ベース）」の指数値に基づき記載しています。

※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 購入方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。また、当該販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款＊」にしたがって自動けいぞく投資契約を締結します。

＊　販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。

(3) 受付時間

原則として、購入の受付は、申込期間中の午後３時30分までに受付けたものを当日の購入とします（スイッチングを含みます。）。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合および2025年９月12日以降は、販売会社の営業日であっても購入は受付けません（スイッチングを含みます。）。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

１万円以上１円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。

スイッチングの場合は、売却ファンドの手取金額の範囲内で１万円以上１円単位とします。ただし、コースの全部を売却して他のコースを購入する場合には、１円以上１円単位で受付けます。

なお、取扱いを行うコースおよびスイッチングの取扱いは、販売会社により異なります。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金再投資の場合は１円単位とします。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

① 購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

② 収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

③ スイッチングによる購入の場合は、無手数料とします。

(8) 購入代金のお支払い

投資者は、販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。購入時手数料は購入代金から差し引かれます。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入受付を中止することおよび既に受付けた購入受付を取り消すことができます（スイッチングを含みます。）。

２【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に１口以上１口単位をもって換金の申込をすることができます。なお、販売会社によって異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。原則として、換金の申込の受付は、午後３時30分までとなっております（スイッチングを含みます。）。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合および2025年９月12日以降は、販売会社の営業日であっても換金の申込は受付けません（スイッチングを含みます。）。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

(4) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。また、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金の申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 換金代金の支払い

換金代金は、原則として換金受付日から起算して４営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとします（スイッチングを含みます。）。

(7) 受益権の買取手続き

受益権の買取手続きについては、販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（１万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（１万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「米小型Ａ」、「米小型Ｂ」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は1995年９月29日から2025年９月18日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が投資者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年９月21日から翌年９月20日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①　ファンドの償還条件等

ａ．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、換金により、自動けいぞく投資約款に規定する各信託の受益権の口数を合計した口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｃ．ａ．およびｂ．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｄ．ｃ．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｅ．ｄ．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ａ．およびｂ．のファンドの償還を行いません。

ｆ．委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｇ．ｄ．～ｆ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｄ．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｈ．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。

ｉ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

ｊ．ｉ．にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更ｄ．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｋ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

ａ．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．ｂ．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．ｃ．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

ｅ．委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはａ．～ｅ．の規定にしたがいます。

③　運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

④　信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑤　関係法人との契約の更改等に関する手続

ａ．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は１年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

ｂ．「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は１年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥　公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日以内）に、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として４営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの信託契約の換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 投資者の買取請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に買取りを請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(6) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第29期計算期間（2023年９月21日から2024年９月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

(3)　当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「米国小型成長株式マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。
　なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

(4)　当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
　なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(5)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年９月21日から2025年３月20日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(6)　当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「米国小型成長株式マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。
　なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

１【財務諸表】

【ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第28期 (2023年９月20日現在)	第29期 (2024年９月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,409,482,775	3,009,858,877
未収入金	503,808	71,327
流動資産合計	2,409,986,583	3,009,930,204
資産合計	2,409,986,583	3,009,930,204
負債の部		
流動負債		
未払解約金	503,808	71,327
未払受託者報酬	1,324,534	1,596,247
未払委託者報酬	18,941,543	22,827,033
流動負債合計	20,769,885	24,494,607
負債合計	20,769,885	24,494,607
純資産の部		
元本等		
元本	596,678,203	616,008,508
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,792,538,495	2,369,427,089
（分配準備積立金）	603,044,499	983,698,934
元本等合計	2,389,216,698	2,985,435,597
純資産合計	2,389,216,698	2,985,435,597
負債純資産合計	2,409,986,583	3,009,930,204

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第28期 (自　2022年９月21日 至　2023年９月20日)	第29期 (自　2023年９月21日 至　2024年９月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	216,487,398	555,851,494
営業収益合計	216,487,398	555,851,494
営業費用		
受託者報酬	2,617,821	2,983,559
委託者報酬	37,436,141	42,666,129
営業費用合計	40,053,962	45,649,688
営業利益又は営業損失（△）	176,433,436	510,201,806
経常利益又は経常損失（△）	176,433,436	510,201,806
当期純利益又は当期純損失（△）	176,433,436	510,201,806
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,045,631	44,665,600
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,767,305,166	1,792,538,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	174,384,398	386,217,794
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	174,384,398	386,217,794
剰余金減少額又は欠損金増加額	314,538,874	274,865,406
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	314,538,874	274,865,406
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,792,538,495	2,369,427,089

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第28期 （2023年９月20日現在）	第29期 （2024年９月20日現在）
1　当該計算期間の末日における受益権総数	596,678,203口	616,008,508口
2　１口当たり純資産額	4.0042円	4.8464円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第28期 （自　2022年９月21日 至　2023年９月20日）	第29期 （自　2023年９月21日 至　2024年９月20日）
1　資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	9,555,276円	10,920,041円
2　分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（14,114,553円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（148,756,123円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（168,593,222円）、収益調整金（その他収益調整金）（1,020,900,774円）、分配準備積立金（440,173,823円）により、分配対象収益は1,792,538,495円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（18,243,435円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（447,292,771円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（227,058,190円）、収益調整金（その他収益調整金）（1,158,669,965円）、分配準備積立金（518,162,728円）により、分配対象収益は2,369,427,089円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「米国株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第28期 （2023年９月20日現在）	第29期 （2024年９月20日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２　時価の算定方法 （１）有価証券 同左 （２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1　期中元本変動額

項目	第28期 （2023年９月20日現在）	第29期 （2024年９月20日現在）
期首元本額	647,321,762円	596,678,203円
期中追加設定元本額	64,835,412円	110,321,808円
期中一部解約元本額	115,478,971円	90,991,503円

2　有価証券関係

第28期（2023年９月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	203,079,243
合計	203,079,243

第29期（2024年９月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	505,394,930
合計	505,394,930

3　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	米国小型成長株式マザーファンド	132,349,193	3,009,858,877	
親投資信託受益証券　合計			3,009,858,877	
合計			3,009,858,877	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第28期 (2023年９月20日現在)	第29期 (2024年９月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	349,212,885	413,827,554
派生商品評価勘定	―	4,618,150
未収入金	2,723	2,649,751
流動資産合計	349,215,608	421,095,455
資産合計	349,215,608	421,095,455
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,717,121	―
未払解約金	2,723	2,649,751
未払受託者報酬	197,341	216,509
未払委託者報酬	2,822,685	3,096,741
流動負債合計	7,739,870	5,963,001
負債合計	7,739,870	5,963,001
純資産の部		
元本等		
元本	157,558,918	161,445,650
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	183,916,820	253,686,804
（分配準備積立金）	118,498,094	85,002,205
元本等合計	341,475,738	415,132,454
純資産合計	341,475,738	415,132,454
負債純資産合計	349,215,608	421,095,455

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第28期 (自　2022年９月21日 至　2023年９月20日)	第29期 (自　2023年９月21日 至　2024年９月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	34,623,603	80,341,539
為替差損益	△29,861,249	△9,725,993
営業収益合計	4,762,354	70,615,546
営業費用		
受託者報酬	395,280	419,022
委託者報酬	5,653,946	5,993,278
その他費用	14,682	68,256
営業費用合計	6,063,908	6,480,556
営業利益又は営業損失（△）	△1,301,554	64,134,990
経常利益又は経常損失（△）	△1,301,554	64,134,990
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,301,554	64,134,990
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,092,803	10,227,112
期首剰余金又は期首欠損金（△）	201,260,725	183,916,820
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,231,047	88,583,488
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,231,047	88,583,488
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,180,595	72,721,382
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,180,595	72,721,382
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	183,916,820	253,686,804

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第28期 （2023年９月20日現在）	第29期 （2024年９月20日現在）
1　当該計算期間の末日における受益権総数	157,558,918口	161,445,650口
2　１口当たり純資産額	2.1673円	2.5713円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第28期 （自　2022年９月21日 至　2023年９月20日）	第29期 （自　2023年９月21日 至　2024年９月20日）
1　資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	1,443,040円	1,533,835円
2　分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（176,651,427円）、分配準備積立金（118,498,094円）により、分配対象収益は295,149,521円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（2,501,155円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（220,039,652円）、分配準備積立金（82,501,050円）により、分配対象収益は305,041,857円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「米国株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、親投資信託の外貨建資産の時価総額のうち当ファンドに属するとみなした額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とした為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第28期 （2023年９月20日現在）	第29期 （2024年９月20日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２　時価の算定方法 （１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1　期中元本変動額

項目	第28期 （2023年９月20日現在）	第29期 （2024年９月20日現在）
期首元本額	169,035,340円	157,558,918円
期中追加設定元本額	31,633,478円	64,576,325円
期中一部解約元本額	43,109,900円	60,689,593円

2　有価証券関係

第28期（2023年９月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	28,468,797
合計	28,468,797

第29期（2024年９月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	56,572,388
合計	56,572,388

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第28期（2023年９月20日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	347,376,393	－	352,093,514	△4,717,121
合計		347,376,393	－	352,093,514	△4,717,121

区分	種類	第29期（2024年９月20日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	398,799,940	－	394,181,790	4,618,150
合計		398,799,940	－	394,181,790	4,618,150

（注１）　時価の算定方法

為替予約取引

１　計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

３　上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	米国小型成長株式マザーファンド	18,196,781	413,827,554	
親投資信託受益証券　合計			413,827,554	
合計			413,827,554	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「米国小型成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2024年９月20日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「米国小型成長株式マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2024年９月20日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	63,763,664
金銭信託	7,452,784
株式	3,303,590,924
投資証券	16,490,175
派生商品評価勘定	2,023,831
未収入金	45,542,768
未収配当金	1,955,037
差入委託証拠金	4,677,800
流動資産合計	3,445,496,983
資産合計	3,445,496,983
負債の部	
流動負債	
未払金	19,088,744
未払解約金	2,721,078
流動負債合計	21,809,822
負債合計	21,809,822
純資産の部	
元本等	
元本	150,545,974
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	3,273,141,187
元本等合計	3,423,687,161
純資産合計	3,423,687,161
負債純資産合計	3,445,496,983

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年９月21日から翌年９月20日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2024年９月20日現在）
１　当該計算日における受益権総数	150,545,974口
２　１口当たり純資産額	22.7418円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「米国株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。株価指数先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（2024年９月20日現在）

１　貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２　時価の算定方法
（１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（２）デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。
（３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

４　金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2024年９月20日現在）	
同計算期間の期首元本額	149,146,095円
同計算期間中の追加設定元本額	33,568,887円
同計算期間中の一部解約元本額	32,169,008円
同計算期間末日の元本額※	150,545,974円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）	132,349,193円
ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）	18,196,781円
合計	150,545,974円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（2024年９月20日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	421,584,078
投資証券	1,967,580
合計	423,551,658

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連及び通貨関連

区分	種類	（2024年９月20日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち１年超（円）		
市場取引	株価指数先物取引 買建 アメリカドル	63,186,240	－	65,015,759	1,829,519
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	32,357,237	－	32,162,925	194,312
合計		95,543,477	－	97,178,684	2,023,831

（注１）　時価の算定方法

株価指数先物取引

１　当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段等又は最終相場で評価しております。

２　外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

為替予約取引

１　計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

３　上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	ADMA BIOLOGICS INC	6,002	19.740	118,479.480	
	ACM RESEARCH INC-CLASS A	1,403	17.475	24,517.420	
	AMN HEALTHCARE SERVICES INC	192	45.930	8,818.560	
	ANI PHARMACEUTICALS INC	150	60.380	9,057.000	
	ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	1,202	139.320	167,462.640	
	ACADIA PHARMACEUTICALS INC	4,564	16.420	74,940.880	
	ACCEL ENTERTAINMENT INC	3,000	12.090	36,270.000	
	ACCURAY INC	7,023	1.900	13,343.700	
	ACI WORLDWIDE INC	5,031	49.460	248,833.260	
	ACUITY BRANDS INC	157	271.990	42,702.430	
	ADAPTHEALTH CORP	903	11.300	10,203.900	
	ADDUS HOMECARE CORP	843	133.050	112,161.150	
	ADVANCED DRAINAGE SYSTEMS IN	407	155.600	63,329.200	
	AEROVIRONMENT INC	432	179.690	77,626.080	
	AGILYSYS INC	183	104.610	19,143.630	
	AGILON HEALTH INC	2,391	3.870	9,253.170	
	AKERO THERAPEUTICS INC	922	28.000	25,816.000	
	ALAMO GROUP INC	231	184.930	42,718.830	
	ALARM.COM HOLDINGS INC	1,481	54.920	81,336.520	
	ALCOA CORP	582	34.920	20,323.440	
	ALECTOR INC	3,374	6.140	20,716.360	
	ALIGNMENT HEALTHCARE INC	2,961	11.390	33,725.790	
	ALLEGIANT TRAVEL CO	312	43.060	13,434.720	
	ALLIENT INC	590	20.650	12,183.500	
	ALPHA METALLURGICAL RESOURCE	216	212.750	45,954.000	
	ALTAIR ENGINEERING INC - A	339	95.130	32,249.070	
	AMERICAN EAGLE OUTFITTERS	2,583	20.050	51,789.150	
	AMERICAN SUPERCONDUCTOR CORP	472	21.900	10,336.800	
	AMERICAN WOODMARK CORP	486	95.580	46,451.880	
	AMICUS THERAPEUTICS INC	6,739	11.000	74,129.000	
	AMKOR TECHNOLOGY INC	1,235	31.650	39,087.750	
	AMPHASTAR PHARMACEUTICALS IN	1,014	50.090	50,791.260	
	ANAPTYSBIO INC	551	37.530	20,679.030	
	ANGIODYNAMICS INC	2,223	7.700	17,117.100	
	ANIKA THERAPEUTICS INC	237	25.360	6,010.320	
	APELLIS PHARMACEUTICALS INC	634	36.730	23,286.820	
	APOGEE ENTERPRISES INC	518	69.530	36,016.540	
	APOGEE THERAPEUTICS INC	167	52.950	8,842.650	
	APPLIED INDUSTRIAL TECH INC	952	224.050	213,295.600	
	ARCELLX INC	545	85.430	46,559.350	
	ARCHROCK INC	3,977	20.880	83,039.760	
	ARDELYX INC	2,843	5.990	17,029.570	
	ARCUS BIOSCIENCES INC	1,217	16.800	20,445.600	
	ARCUTIS BIOTHERAPEUTICS INC	1,276	10.140	12,938.640	
	ARCTURUS THERAPEUTICS HOLDIN	809	21.020	17,005.180	
	ARROWHEAD PHARMACEUTICALS IN	1,246	21.140	26,340.440	
	ARVINAS INC	1,748	25.600	44,748.800	
	ASTRIA THERAPEUTICS INC	454	12.350	5,606.900	
	ATEA PHARMACEUTICALS INC	2,654	3.820	10,138.280	
	ATKORE INC	573	89.160	51,088.680	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ATMUS FILTRATION TECHNOLOGIE	1,171	36.720	42,999.120	
	ATRICURE INC	748	28.810	21,549.880	
	AVIDITY BIOSCIENCES INC	1,404	45.650	64,092.600	
	AVNET INC	1,152	52.550	60,537.600	
	AXCELIS TECHNOLOGIES INC	958	102.230	97,936.340	
	AXOGEN INC	501	14.670	7,349.670	
	AXSOME THERAPEUTICS INC	403	94.320	38,010.960	
	AXONICS INC	852	69.250	59,001.000	
	AZEK CO INC/THE	1,669	46.900	78,276.100	
	BACKBLAZE INC-A	534	6.220	3,321.480	
	BADGER METER INC	684	219.630	150,226.920	
	BANDWIDTH INC-CLASS A	1,666	17.570	29,271.620	
	BARRETT BUSINESS SVCS INC	562	37.640	21,153.680	
	BEACON ROOFING SUPPLY INC	241	87.460	21,077.860	
	BENCHMARK ELECTRONICS INC	179	44.530	7,970.870	
	BIOCRYST PHARMACEUTICALS INC	7,931	8.150	64,637.650	
	BLACKLINE INC	1,666	51.910	86,482.060	
	BLUE BIRD CORP	1,133	53.320	60,411.560	
	BLUELINX HOLDINGS INC	275	110.450	30,373.750	
	BLUEPRINT MEDICINES CORP	1,250	90.940	113,675.000	
	BOISE CASCADE CO	1,532	144.690	221,665.080	
	BOOT BARN HOLDINGS INC	749	166.210	124,491.290	
	BOX INC - CLASS A	3,834	32.840	125,908.560	
	BRAZE INC-A	1,191	36.390	43,340.490	
	BRIDGEBIO PHARMA INC	1,936	26.830	51,942.880	
	BRIGHTSPHERE INVESTMENT GROU	2,413	25.830	62,327.790	
	BRINKER INTERNATIONAL INC	522	77.700	40,559.400	
	BROOKDALE SENIOR LIVING INC	1,117	6.850	7,651.450	
	BUMBLE INC-A	1,238	6.400	7,923.200	
	C3.AI INC-A	2,652	23.720	62,905.440	
	CRA INTERNATIONAL INC	193	167.700	32,366.100	
	CSG SYSTEMS INTL INC	858	48.420	41,544.360	
	CSW INDUSTRIALS INC	235	359.450	84,470.750	
	CABALETTA BIO INC	271	4.700	1,273.700	
	CABLE ONE INC	15	346.960	5,204.400	
	CABOT CORP	1,213	111.190	134,873.470	
	CACI INTERNATIONAL INC -CL A	74	489.610	36,231.140	
	CADRE HOLDINGS INC	891	37.360	33,287.760	
	CALIX INC	1,878	38.650	72,584.700	
	CAPITAL CITY BANK GROUP INC	610	35.710	21,783.100	
	CAREDX INC	1,363	29.880	40,726.440	
	CARGURUS INC	109	30.580	3,333.220	
	CARPARTS.COM INC	5,299	0.889	4,715.580	
	CARPENTER TECHNOLOGY	618	155.000	95,790.000	
	CARVANA CO	105	170.740	17,927.700	
	CASTLE BIOSCIENCES INC	1,652	30.530	50,435.560	
	CATALYST PHARMACEUTICALS INC	3,863	21.350	82,475.050	
	CELLDEX THERAPEUTICS INC	424	41.160	17,451.840	
	CENTRAL GARDEN AND PET CO-A	971	33.160	32,198.360	
	CENTURY ALUMINUM COMPANY	3,283	14.740	48,391.420	
	CENTURY COMMUNITIES INC	926	106.750	98,850.500	
	CERUS CORP	4,222	1.830	7,726.260	
	CHAMPIONX CORP	3,283	30.770	101,017.910	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CHART INDUSTRIES INC	546	124.310	67,873.260	
	CHEWY INC - CLASS A	424	31.100	13,186.400	
	CIRRUS LOGIC INC	36	125.120	4,504.320	
	CLEANSPARK INC	1,697	9.030	15,323.910	
	CLEAR SECURE INC -CLASS A	2,070	32.870	68,040.900	
	CLEARWATER ANALYTICS HDS-A	823	25.580	21,052.340	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	1,656	12.030	19,921.680	
	CODEXIS INC	3,512	3.210	11,273.520	
	COHERUS BIOSCIENCES INC	6,629	1.130	7,490.770	
	COLLEGIUM PHARMACEUTICAL INC	1,042	38.930	40,565.060	
	COMFORT SYSTEMS USA INC	526	380.270	200,022.020	
	COMMVAULT SYSTEMS INC	1,083	153.230	165,948.090	
	CONFLUENT INC-CLASS A	1,082	20.660	22,354.120	
	CONMED CORP	276	75.350	20,796.600	
	CONN'S INC	782	0.020	15.640	
	CONSTRUCTION PARTNERS INC-A	183	76.290	13,961.070	
	COOPER-STANDARD HOLDING	728	14.180	10,323.040	
	CORCEPT THERAPEUTICS INC	4,587	40.920	187,700.040	
	CORVEL CORP	276	316.490	87,351.240	
	COUCHBASE INC	706	14.110	9,961.660	
	COURSERA INC	2,383	8.400	20,017.200	
	COVENANT LOGISTICS GROUP INC	114	53.440	6,092.160	
	CRAWFORD & COMPANY -CL A	2,741	10.730	29,410.930	
	CRINETICS PHARMACEUTICALS IN	857	53.880	46,175.160	
	CROSS COUNTRY HEALTHCARE INC	659	14.960	9,858.640	
	ARTIVION INC	303	25.140	7,617.420	
	CYTOKINETICS INC	179	55.600	9,952.400	
	DAY ONE BIOPHARMACEUTICALS I	1,066	14.320	15,265.120	
	DELEK US HOLDINGS INC	1,872	20.320	38,039.040	
	DENALI THERAPEUTICS INC	2,583	31.050	80,202.150	
	DILLARDS INC-CL A	35	367.510	12,862.850	
	DIODES INC	961	61.410	59,015.010	
	DOMO INC - CLASS B	1,499	7.000	10,493.000	
	DONNELLEY FINANCIAL SOLUTION	1,090	69.370	75,613.300	
	DORMAN PRODUCTS INC	103	117.500	12,102.500	
	DYCOM INDUSTRIES INC	843	195.670	164,949.810	
	DYNAVAX TECHNOLOGIES CORP	593	11.500	6,819.500	
	DYNE THERAPEUTICS INC	1,474	36.410	53,668.340	
	EDGEWISE THERAPEUTICS INC	1,498	29.500	44,191.000	
	8X8 INC	3,979	1.890	7,520.310	
	ELANCO ANIMAL HEALTH INC	1,217	15.070	18,340.190	
	EMCOR GROUP INC	233	430.050	100,201.650	
	EMERGENT BIOSOLUTIONS INC	797	6.990	5,571.030	
	ENERSYS	1,181	102.500	121,052.500	
	ENLIVEN THERAPEUTICS INC	212	23.070	4,890.840	
	ENOVA INTERNATIONAL INC	736	85.470	62,905.920	
	ENSIGN GROUP INC/THE	695	152.240	105,806.800	
	EPLUS INC	344	101.070	34,768.080	
	EURONET WORLDWIDE INC	548	100.450	55,046.600	
	EVENTBRITE INC-CLASS A	941	2.940	2,766.540	
	EVERCORE INC - A	245	255.580	62,617.100	
	EVERI HOLDINGS INC	740	13.150	9,731.000	
	EVERQUOTE INC - CLASS A	2,171	22.450	48,738.950	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EVOLENT HEALTH INC - A	1,294	30.810	39,868.140	
	EXLSERVICE HOLDINGS INC	8,466	36.680	310,532.880	
	EXPONENT INC	223	111.750	24,920.250	
	EZCORP INC-CL A	2,114	10.850	22,936.900	
	FIGS INC-CLASS A	2,065	5.630	11,625.950	
	FTI CONSULTING INC	431	225.260	97,087.060	
	FARO TECHNOLOGIES INC	489	18.210	8,904.690	
	FASTLY INC - CLASS A	1,600	7.150	11,440.000	
	FATE THERAPEUTICS INC	3,315	4.000	13,260.000	
	FEDERAL SIGNAL CORP	821	91.800	75,367.800	
	FEDERATED HERMES INC	658	36.380	23,938.040	
	FIRST FINL BANKSHARES INC	2,099	38.840	81,525.160	
	FIRSTCASH HOLDINGS INC	1,209	119.100	143,991.900	
	FLUOR CORP	383	47.450	18,173.350	
	FLOWSERVE CORP	3,669	48.280	177,139.320	
	FOGHORN THERAPEUTICS INC	602	9.670	5,821.340	
	FOOT LOCKER INC	215	28.910	6,215.650	
	FORMFACTOR INC	731	44.780	32,734.180	
	4D MOLECULAR THERAPEUTICS IN	1,236	13.500	16,686.000	
	FRANKLIN COVEY CO	693	41.650	28,863.450	
	FRANKLIN ELECTRIC CO INC	542	103.900	56,313.800	
	FRESHWORKS INC-CL A	2,827	11.570	32,708.390	
	FRONTDOOR INC	2,190	48.880	107,047.200	
	FULCRUM THERAPEUTICS INC	536	3.450	1,849.200	
	G-III APPAREL GROUP LTD	1,038	31.850	33,060.300	
	GMS INC	443	92.010	40,760.430	
	GAP INC/THE	480	20.460	9,820.800	
	GERON CORP	2,452	4.740	11,622.480	
	GIBRALTAR INDUSTRIES INC	1,464	74.030	108,379.920	
	GITLAB INC-CL A	451	52.350	23,609.850	
	GLOBAL INDUSTRIAL CO	338	33.850	11,441.300	
	GRID DYNAMICS HOLDINGS INC	768	13.470	10,344.960	
	GROUP 1 AUTOMOTIVE INC	69	391.800	27,034.200	
	GUARDANT HEALTH INC	2,499	25.390	63,449.610	
	HCI GROUP INC	69	105.930	7,309.170	
	HACKETT GROUP INC/THE	752	26.880	20,213.760	
	HAEMONETICS CORP/MASS	177	75.080	13,289.160	
	HALOZYME THERAPEUTICS INC	1,909	59.500	113,585.500	
	HAMILTON LANE INC-CLASS A	567	161.250	91,428.750	
	HARMONY BIOSCIENCES HOLDINGS	1,711	38.990	66,711.890	
	HARROW INC	255	46.470	11,849.850	
	HASHICORP INC-CL A	357	33.940	12,116.580	
	HAWKINS INC	133	123.030	16,362.990	
	HEALTHCARE SERVICES GROUP	927	11.810	10,947.870	
	HEALTHSTREAM INC	632	29.110	18,397.520	
	HEALTH CATALYST INC	1,633	8.830	14,419.390	
	HEALTHEQUITY INC	1,517	78.590	119,221.030	
	HECLA MINING CO	4,463	6.680	29,812.840	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	169	175.600	29,676.400	
	HERC HOLDINGS INC	883	157.020	138,648.660	
	HIMS & HERS HEALTH INC	3,852	16.920	65,175.840	
	HOULIHAN LOKEY INC	564	158.350	89,309.400	
	HURON CONSULTING GROUP INC	418	109.830	45,908.940	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	IES HOLDINGS INC	163	183.650	29,934.950	
	I-80 GOLD CORP	2,282	1.150	2,624.300	
	IRHYTHM TECHNOLOGIES INC	431	73.080	31,497.480	
	IDEAYA BIOSCIENCES INC	1,827	35.280	64,456.560	
	IMMUNOVANT INC	522	29.590	15,445.980	
	IMPINJ INC	453	201.410	91,238.730	
	INARI MEDICAL INC	382	43.840	16,746.880	
	INFINERA CORP	437	6.690	2,923.530	
	INFORMATICA INC - CLASS A	332	25.510	8,469.320	
	INSIGHT ENTERPRISES INC	672	213.080	143,189.760	
	INSMED INC	2,355	74.970	176,554.350	
	INNOSPEC INC	138	113.960	15,726.480	
	INSPIRE MEDICAL SYSTEMS INC	102	212.100	21,634.200	
	INSPERITY INC	2,146	92.230	197,925.580	
	INSTALLED BUILDING PRODUCTS	635	246.070	156,254.450	
	INTELLIA THERAPEUTICS INC	1,487	22.930	34,096.910	
	INTAPP INC	940	49.300	46,342.000	
	INTERNATIONAL MONEY EXPRESS	551	19.120	10,535.120	
	INTRA-CELLULAR THERAPIES INC	521	76.970	40,101.370	
	INVESTORS TITLE CO	45	234.630	10,558.350	
	IONIS PHARMACEUTICALS INC	1,004	42.740	42,910.960	
	IOVANCE BIOTHERAPEUTICS INC	3,678	10.350	38,067.300	
	IRADIMED CORP	829	49.230	40,811.670	
	IRIDIUM COMMUNICATIONS INC	307	27.880	8,559.160	
	ITEOS THERAPEUTICS INC	2,209	11.220	24,784.980	
	ITRON INC	498	106.380	52,977.240	
	JANUX THERAPEUTICS INC	179	49.980	8,946.420	
	JELD-WEN HOLDING INC	1,159	15.960	18,497.640	
	KADANT INC	135	341.670	46,125.450	
	KAISER ALUMINUM CORP	711	71.280	50,680.080	
	KARYOPHARM THERAPEUTICS INC	3,556	0.739	2,628.230	
	KEROS THERAPEUTICS INC	371	57.320	21,265.720	
	KIMBALL ELECTRONICS INC	565	18.580	10,497.700	
	KODIAK SCIENCES INC	2,307	2.580	5,952.060	
	KRYSTAL BIOTECH INC	300	184.480	55,344.000	
	KURA ONCOLOGY INC	2,514	21.080	52,995.120	
	KYNDRYL HOLDINGS INC	1,287	23.750	30,566.250	
	KYMERA THERAPEUTICS INC	1,127	49.030	55,256.810	
	LGI HOMES INC	340	123.500	41,990.000	
	LANCASTER COLONY CORP	404	181.110	73,168.440	
	LANTHEUS HOLDINGS INC	750	108.560	81,420.000	
	LAUREATE EDUCATION INC-A	7,462	16.920	126,257.040	
	LEMAITRE VASCULAR INC	1,241	90.180	111,913.380	
	LENDINGTREE INC	706	59.840	42,247.040	
	LIBERTY ENERGY INC	2,243	21.080	47,282.440	
	LIFE TIME GROUP HOLDINGS INC	403	25.050	10,095.150	
	LIONS GATE ENTERTAINMENT-B	563	7.190	4,047.970	
	LIVERAMP HOLDINGS INC	2,361	26.060	61,527.660	
	LONGBOARD PHARMACEUTICALS IN	456	33.400	15,230.400	
	LOUISIANA-PACIFIC CORP	567	104.140	59,047.380	
	M/I HOMES INC	105	172.210	18,082.050	
	MACY'S INC	268	15.330	4,108.440	
	STEVEN MADDEN LTD	1,279	47.890	61,251.310	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	MADRIGAL PHARMACEUTICALS INC	218	242.250	52,810.500	
	MAGNITE INC	2,348	13.240	31,087.520	
	MAGNOLIA OIL & GAS CORP - A	3,850	25.910	99,753.500	
	MANITOWOC COMPANY INC	433	9.990	4,325.670	
	MANNKIND CORP	3,198	6.700	21,426.600	
	MANPOWERGROUP INC	344	75.180	25,861.920	
	MARA HOLDINGS INC	1,341	15.450	20,718.450	
	MARAVAI LIFESCIENCES HLDGS-A	2,412	8.840	21,322.080	
	MATERION CORP	613	111.220	68,177.860	
	MAXLINEAR INC-CLASS A	2,112	14.420	30,455.040	
	MAXIMUS INC	1,899	90.540	171,935.460	
	MCGRATH RENTCORP	421	99.200	41,763.200	
	MEDIAALPHA INC-CLASS A	1,978	17.740	35,089.720	
	MEDPACE HOLDINGS INC	82	369.180	30,272.760	
	MERCURY GENERAL CORP	226	60.050	13,571.300	
	MERIT MEDICAL SYSTEMS INC	440	100.230	44,101.200	
	MILLER INDUSTRIES INC/TENN	114	61.500	7,011.000	
	MIRUM PHARMACEUTICALS INC	258	39.350	10,152.300	
	MODINE MANUFACTURING CO	1,382	127.500	176,205.000	
	MOOG INC-CLASS A	650	204.210	132,736.500	
	MUELLER INDUSTRIES INC	1,855	73.660	136,639.300	
	MUELLER WATER PRODUCTS INC-A	1,982	21.290	42,196.780	
	MR COOPER GROUP INC	278	92.350	25,673.300	
	MURPHY USA INC	21	492.760	10,347.960	
	MYRIAD GENETICS INC	218	28.290	6,167.220	
	N-ABLE INC	981	13.010	12,762.810	
	NMI HOLDINGS INC	1,376	41.510	57,117.760	
	NOV INC	377	16.900	6,371.300	
	NAPCO SECURITY TECHNOLOGIES	873	40.470	35,330.310	
	NATERA INC	313	127.130	39,791.690	
	NATIONAL BEVERAGE CORP	60	46.710	2,802.600	
	NATIONAL VISION HOLDINGS INC	2,363	10.960	25,898.480	
	NATURES SUNSHINE PRODS INC	424	13.900	5,893.600	
	NETGEAR INC	1,749	20.700	36,204.300	
	NEXTRACKER INC-CL A	784	36.460	28,584.640	
	NOVAVAX INC	661	12.520	8,275.720	
	DNOW INC	1,759	13.090	23,025.310	
	NUTANIX INC - A	492	58.990	29,023.080	
	NUVALENT INC-A	395	103.250	40,783.750	
	NURIX THERAPEUTICS INC	1,422	25.060	35,635.320	
	NUVATION BIO INC	3,079	2.950	9,083.050	
	OSI SYSTEMS INC	432	147.140	63,564.480	
	OCEANEERING INTL INC	2,952	25.860	76,338.720	
	OIL STATES INTERNATIONAL INC	1,003	4.930	4,944.790	
	OLO INC - CLASS A	1,402	5.170	7,248.340	
	OLYMPIC STEEL INC	242	39.540	9,568.680	
	OMNICELL INC	929	43.420	40,337.180	
	1-800-FLOWERS.COM INC-CL A	1,556	8.090	12,588.040	
	ONEMAIN HOLDINGS INC	550	50.150	27,582.500	
	ONTO INNOVATION INC	661	203.080	134,235.880	
	OOMA INC	2,879	11.250	32,388.750	
	OSCAR HEALTH INC - CLASS A	3,339	23.270	77,698.530	
	OSHKOSH CORP	1,105	102.500	113,262.500	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	OVINTIV INC	720	40.380	29,073.600	
	PBF ENERGY INC-CLASS A	179	33.880	6,064.520	
	PC CONNECTION INC	961	76.140	73,170.540	
	PJT PARTNERS INC - A	929	135.390	125,777.310	
	PTC THERAPEUTICS INC	1,898	36.160	68,631.680	
	PACIRA BIOSCIENCES INC	614	14.690	9,019.660	
	PAGERDUTY INC	895	18.170	16,262.150	
	PALOMAR HOLDINGS INC	734	96.740	71,007.160	
	PAN AMERICAN SILVER CORP-CVR	3,519	0.000	0.000	
	PARSONS CORP	486	99.920	48,561.120	
	PATRICK INDUSTRIES INC	692	146.420	101,322.640	
	PATTERSON-UTI ENERGY INC	1,382	8.500	11,747.000	
	PEGASYSTEMS INC	708	67.490	47,782.920	
	PERFICIENT INC	220	75.500	16,610.000	
	PERFORMANCE FOOD GROUP CO	191	77.020	14,710.820	
	PETIQ INC	690	30.760	21,224.400	
	PHOTRONICS INC	238	23.740	5,650.120	
	PHREESIA INC	2,553	23.760	60,659.280	
	PIPER SANDLER COS	81	283.820	22,989.420	
	PLAINS GP HOLDINGS LP-CL A	3,594	18.940	68,070.360	
	PLAYAGS INC	1,157	11.300	13,074.100	
	PLEXUS CORP	268	132.390	35,480.520	
	POSEIDA THERAPEUTICS INC	1,022	3.610	3,689.420	
	POTBELLY CORP	560	8.350	4,676.000	
	POWELL INDUSTRIES INC	132	192.770	25,445.640	
	POWER INTEGRATIONS INC	1,373	61.460	84,384.580	
	PRAXIS PRECISION MEDICINES I	129	63.020	8,129.580	
	PRICESMART INC	368	91.100	33,524.800	
	PRIMORIS SERVICES CORP	2,995	59.360	177,783.200	
	PRIVIA HEALTH GROUP INC	4,912	19.440	95,489.280	
	PROG HOLDINGS INC	1,479	48.820	72,204.780	
	PROGYNY INC	3,553	16.460	58,482.380	
	PROS HOLDINGS INC	343	19.210	6,589.030	
	PROPETRO HOLDING CORP	2,462	8.230	20,262.260	
	PROTAGONIST THERAPEUTICS INC	733	45.920	33,659.360	
	PUBMATIC INC-CLASS A	494	14.680	7,251.920	
	PUMA BIOTECHNOLOGY INC	3,361	2.560	8,604.160	
	QUAKER HOUGHTON	258	172.390	44,476.620	
	Q2 HOLDINGS INC	1,474	79.730	117,522.020	
	QUALYS INC	891	123.320	109,878.120	
	QUINSTREET INC	1,532	20.170	30,900.440	
	RADNET INC	605	69.640	42,132.200	
	RAMBUS INC	1,089	39.240	42,732.360	
	RALPH LAUREN CORP	305	184.760	56,351.800	
	RAPID7 INC	608	34.350	20,884.800	
	RECURSION PHARMACEUTICALS-A	5,223	6.940	36,247.620	
	REGENXBIO INC	815	12.500	10,187.500	
	REGIONAL MANAGEMENT CORP	760	33.240	25,262.400	
	RELAY THERAPEUTICS INC	3,139	7.860	24,672.540	
	UPBOUND GROUP INC	2,153	31.090	66,936.770	
	REVOLUTION MEDICINES INC	1,164	46.180	53,753.520	
	REVOLVE GROUP INC	1,438	25.790	37,086.020	
	REX AMERICAN RESOURCES CORP	680	45.880	31,198.400	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	RHYTHM PHARMACEUTICALS INC	683	54.550	37,257.650	
	RIGEL PHARMACEUTICALS INC	553	13.690	7,570.570	
	RINGCENTRAL INC-CLASS A	1,591	30.360	48,302.760	
	RIVERVIEW BANCORP INC	1,180	4.650	5,487.000	
	ROBERT HALF INC	351	66.000	23,166.000	
	ROKU INC	311	77.450	24,086.950	
	RUSH STREET INTERACTIVE INC	1,755	10.550	18,515.250	
	RXSIGHT INC	767	53.570	41,088.190	
	SPS COMMERCE INC	316	195.650	61,825.400	
	ST JOE CO/THE	1,252	61.150	76,559.800	
	SANA BIOTECHNOLOGY INC	3,171	4.620	14,650.020	
	SAREPTA THERAPEUTICS INC	101	127.100	12,837.100	
	SCHOLAR ROCK HOLDING CORP	833	8.510	7,088.830	
	CONTRA SCILEX HOLDING CO	1,249	1.030	1,286.470	
	EW SCRIPPS CO/THE-A	668	2.010	1,342.680	
	SELECT MEDICAL HOLDINGS CORP	2,741	35.360	96,921.760	
	SELECTIVE INSURANCE GROUP	332	91.880	30,504.160	
	SEMTECH CORP	946	46.090	43,601.140	
	SEMRUSH HOLDINGS INC-A	2,910	15.250	44,377.500	
	SERVISFIRST BANCSHARES INC	237	86.250	20,441.250	
	SHAKE SHACK INC - CLASS A	239	107.480	25,687.720	
	SHYFT GROUP INC/THE	1,008	13.140	13,245.120	
	SI-BONE INC	1,491	15.830	23,602.530	
	SIGA TECHNOLOGIES INC	546	8.530	4,657.380	
	SILICON LABORATORIES INC	615	114.370	70,337.550	
	SITIME CORP	298	167.910	50,037.180	
	SKECHERS USA INC-CL A	229	61.560	14,097.240	
	SMARTSHEET INC-CLASS A	507	50.810	25,760.670	
	SPRINGWORKS THERAPEUTICS INC	895	35.350	31,638.250	
	SPROUTS FARMERS MARKET INC	1,915	105.440	201,917.600	
	SQUARESPACE INC - CLASS A	1,047	46.420	48,601.740	
	STAAR SURGICAL CO	786	31.600	24,837.600	
	STERLING INFRASTRUCTURE INC	925	147.620	136,548.500	
	STITCH FIX INC-CLASS A	4,136	4.180	17,288.480	
	STRIDE INC	213	84.310	17,958.030	
	SUMMIT THERAPEUTICS INC	504	23.160	11,672.640	
	SUN COUNTRY AIRLINES HOLDING	2,094	11.650	24,395.100	
	SUNOPTA INC	3,257	6.750	21,984.750	
	SUPERNUS PHARMACEUTICALS INC	2,745	32.130	88,196.850	
	SURGERY PARTNERS INC	2,036	33.130	67,452.680	
	SURMODICS INC	153	39.400	6,028.200	
	SUTRO BIOPHARMA INC	1,156	3.920	4,531.520	
	SWEETGREEN INC - CLASS A	492	35.990	17,707.080	
	SYNAPTICS INC	250	76.890	19,222.500	
	SYNDAX PHARMACEUTICALS INC	3,089	18.630	57,548.070	
	TRI POINTE HOMES INC	2,089	46.010	96,114.890	
	TTM TECHNOLOGIES	1,269	18.130	23,006.970	
	TANDEM DIABETES CARE INC	1,375	44.450	61,118.750	
	TARSUS PHARMACEUTICALS INC	1,243	34.600	43,007.800	
	TECHTARGET	414	25.500	10,557.000	
	TELADOC HEALTH INC	5,557	9.180	51,013.260	
	TENABLE HOLDINGS INC	1,740	40.280	70,087.200	
	10X GENOMICS INC-CLASS A	708	23.480	16,623.840	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	TENNANT CO	229	93.900	21,503.100	
	TEXAS ROADHOUSE INC	295	172.490	50,884.550	
	TG THERAPEUTICS INC	3,524	25.280	89,086.720	
	THRYV HOLDINGS INC	2,426	18.840	45,705.840	
	TIDEWATER INC	1,247	75.500	94,148.500	
	TIPTREE INC	285	20.110	5,731.350	
	TOLL BROTHERS INC	600	153.120	91,872.000	
	TRANSMEDICS GROUP INC	535	165.980	88,799.300	
	TRAVERE THERAPEUTICS INC	2,864	15.060	43,131.840	
	TRINET GROUP INC	880	98.410	86,600.800	
	TRINITY INDUSTRIES INC	1,218	34.130	41,570.340	
	TUTOR PERINI CORP	847	26.040	22,055.880	
	TWIST BIOSCIENCE CORP	1,136	47.990	54,516.640	
	UFP INDUSTRIES INC	932	132.840	123,806.880	
	ULTRA CLEAN HOLDINGS INC	956	34.870	33,335.720	
	ULTRAGENYX PHARMACEUTICAL IN	689	58.780	40,499.420	
	URBAN OUTFITTERS INC	641	37.520	24,050.320	
	VANDA PHARMACEUTICALS INC	2,575	4.650	11,973.750	
	VARONIS SYSTEMS INC	3,236	55.090	178,271.240	
	VEECO INSTRUMENTS INC	203	31.960	6,487.880	
	VAXCYTE INC	1,873	117.120	219,365.760	
	VERACYTE INC	1,216	35.250	42,864.000	
	VERA THERAPEUTICS INC	470	41.990	19,735.300	
	VERINT SYSTEMS INC	1,529	26.100	39,906.900	
	VERICEL CORP	1,344	48.030	64,552.320	
	VERVE THERAPEUTICS INC	1,472	5.380	7,919.360	
	VICTORIA'S SECRET & CO	325	25.990	8,446.750	
	VICTORY CAPITAL HOLDING - A	330	55.290	18,245.700	
	VIKING THERAPEUTICS INC	180	68.160	12,268.800	
	VIMEO INC	2,255	5.080	11,455.400	
	VIR BIOTECHNOLOGY INC	1,519	7.940	12,060.860	
	VISTEON CORP	1,231	95.150	117,129.650	
	VITAL FARMS INC	1,633	32.520	53,105.160	
	VIZIO HOLDING CORP-A	1,155	11.140	12,866.700	
	VOYAGER THERAPEUTICS INC	1,157	6.320	7,312.240	
	WARBY PARKER INC-CLASS A	2,842	14.730	41,862.660	
	WATTS WATER TECHNOLOGIES-A	725	206.800	149,930.000	
	WAYFAIR INC- CLASS A	644	54.330	34,988.520	
	WEAVE COMMUNICATIONS INC	832	12.020	10,000.640	
	WINGSTOP INC	390	421.530	164,396.700	
	WINMARK CORP	77	383.460	29,526.420	
	WORKIVA INC	2,129	79.250	168,723.250	
	WORLD KINECT CORP	638	30.850	19,682.300	
	XENCOR INC	2,019	21.200	42,802.800	
	YELP INC	3,472	34.400	119,436.800	
	YEXT INC	2,469	6.540	16,147.260	
	YETI HOLDINGS INC	1,195	39.960	47,752.200	
	ZETA GLOBAL HOLDINGS CORP-A	4,547	28.400	129,134.800	
	ZIPRECRUITER INC-A	3,687	9.770	36,021.990	
	ZUMIEZ INC	1,516	23.560	35,716.960	
	ZURN ELKAY WATER SOLUTIONS C	3,159	34.980	110,501.820	
	ZUORA INC - CLASS A	6,155	8.800	54,164.000	
	ADIENT PLC	1,139	22.590	25,730.010	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ALKERMES PLC	2,043	28.350	57,919.050	
	AMBARELLA INC	600	55.770	33,462.000	
	BIOHAVEN LTD	642	40.420	25,949.640	
	BIT DIGITAL INC	3,079	3.050	9,390.950	
	CIMPRESS PLC	272	85.310	23,204.320	
	CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDI	2,788	28.980	80,796.240	
	FABRINET	938	234.280	219,754.640	
	FTAI AVIATION LTD	1,294	130.220	168,504.680	
	INVESCO LTD	1,113	17.350	19,310.550	
	KINIKSA PHARMACEUTICALS INTE	2,265	26.250	59,456.250	
	NOBLE CORP PLC	2,644	36.170	95,633.480	
	NOVOCURE LTD	4,194	17.840	74,820.960	
	PAGSEGURO DIGITAL LTD-CL A	2,869	9.560	27,427.640	
	STONECO LTD-A	3,206	12.350	39,594.100	
	PAGAYA TECHNOLOGIES LTD -A	633	12.550	7,944.150	
	ONESPAWORLD HOLDINGS LTD	675	16.750	11,306.250	
	FLEX LTD	2,440	32.400	79,056.000	
アメリカドル　小計		656,717		23,140,872.260 (3,303,590,924)	
合計				3,303,590,924 (3,303,590,924)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	LAMAR ADVERTISING CO-A	394.000	51,850.400	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	304.000	33,108.640	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	1,124.000	7,834.280	
		TANGER INC	711.000	22,716.450	
	アメリカドル　小計		2,533.000	115,509.770 (16,490,175)	
投資証券　合計				16,490,175 (16,490,175)	
合計				16,490,175 (16,490,175)	

（注１）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。
（注２）１　各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
２　合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式　491銘柄	99.5%	－%	100.0%
	投資証券　4銘柄	－%	0.5%	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

【中間財務諸表】

【ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）】

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 (2025年３月20日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	24,162,903
親投資信託受益証券	5,133,670,916
未収入金	37,550
流動資産合計	5,157,871,369
資産合計	5,157,871,369
負債の部	
流動負債	
未払解約金	74,700
未払受託者報酬	2,181,228
未払委託者報酬	31,192,181
流動負債合計	33,448,109
負債合計	33,448,109
純資産の部	
元本等	
元本	1,114,685,473
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,009,737,787
（分配準備積立金）	902,086,882
元本等合計	5,124,423,260
純資産合計	5,124,423,260
負債純資産合計	5,157,871,369

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自　2024年９月21日 至　2025年３月20日)
営業収益	
有価証券売買等損益	△463,943,148
営業収益合計	△463,943,148
営業費用	
受託者報酬	2,181,228
委託者報酬	31,192,181
営業費用合計	33,373,409
営業利益又は営業損失（△）	△497,316,557
経常利益又は経常損失（△）	△497,316,557
中間純利益又は中間純損失（△）	△497,316,557
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	25,843,375
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,369,427,089
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,394,668,608
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,394,668,608
剰余金減少額又は欠損金増加額	231,197,978
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	231,197,978
分配金	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,009,737,787

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	当中間計算期間末 （2025年３月20日現在）
１　当該中間計算期間の末日における受益権総数	1,114,685,473口
２　１口当たり純資産額	4.5972円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	当中間計算期間 （自　2024年９月21日 至　2025年３月20日）
資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	7,961,592円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 （2025年３月20日現在）
１　中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 ４　金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅱ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1　期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 （2025年３月20日現在）
期首元本額	616,008,508円
期中追加設定元本額	557,594,500円
期中一部解約元本額	58,917,535円

2　有価証券関係

該当事項はありません。

3　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）】

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 (2025年３月20日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	61,952
親投資信託受益証券	225,562,467
派生商品評価勘定	113,931
未収入金	8,251
流動資産合計	225,746,601
資産合計	225,746,601
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	528,616
未払解約金	16,203
未払受託者報酬	155,813
未払委託者報酬	2,228,678
流動負債合計	2,929,310
負債合計	2,929,310
純資産の部	
元本等	
元本	97,956,655
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	124,860,636
（分配準備積立金）	42,375,225
元本等合計	222,817,291
純資産合計	222,817,291
負債純資産合計	225,746,601

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自　2024年９月21日 至　2025年３月20日)
営業収益	
有価証券売買等損益	894,537
為替差損益	△27,485,055
営業収益合計	△26,590,518
営業費用	
受託者報酬	155,813
委託者報酬	2,228,678
その他費用	13,774
営業費用合計	2,398,265
営業利益又は営業損失（△）	△28,988,783
経常利益又は経常損失（△）	△28,988,783
中間純利益又は中間純損失（△）	△28,988,783
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,773,052
期首剰余金又は期首欠損金（△）	253,686,804
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,226,705
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,226,705
剰余金減少額又は欠損金増加額	133,291,038
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	133,291,038
分配金	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）	124,860,636

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	当中間計算期間末 （2025年３月20日現在）
１　当該中間計算期間の末日における受益権総数	97,956,655口
２　１口当たり純資産額	2.2747円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	当中間計算期間 （自　2024年９月21日 至　2025年３月20日）
資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	568,808円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 （2025年３月20日現在）
１　中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ４　金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅱ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1　期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 （2025年３月20日現在）
期首元本額	161,445,650円
期中追加設定元本額	21,122,430円
期中一部解約元本額	84,611,425円

2　有価証券関係

該当事項はありません。

3　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	当中間計算期間末 （2025年３月20日現在）			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち１年超 （円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	235,393,464	－	235,922,080	△528,616
	買建				
	アメリカドル	9,302,929	－	9,416,860	113,931
合計		244,696,393	－	245,338,940	△414,685

（注１）　時価の算定方法

為替予約取引

1　中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3　上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（参考情報）

当ファンドは、「米国小型成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年３月20日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「米国小型成長株式マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2025年３月20日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	108,784,722
金銭信託	24,691,797
株式	5,174,880,411
投資証券	62,305,398
派生商品評価勘定	339,690
未収入金	38,864,239
未収配当金	2,763,080
差入委託証拠金	9,748,850
流動資産合計	5,422,378,187
資産合計	5,422,378,187
負債の部	
流動負債	
未払金	63,108,150
未払解約金	45,801
流動負債合計	63,153,951
負債合計	63,153,951
純資産の部	
元本等	
元本	246,196,654
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	5,113,027,582
元本等合計	5,359,224,236
純資産合計	5,359,224,236
負債純資産合計	5,422,378,187

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年９月21日から翌年９月20日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年３月20日現在）
１　当該計算日における受益権総数	246,196,654口
２　１口当たり純資産額	21.7681円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の時価等に関する事項

（2025年３月20日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ４　金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅱ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年３月20日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	150,545,974円
同中間計算期間中の追加設定元本額	120,055,684円
同中間計算期間中の一部解約元本額	24,405,004円
同中間計算期間末日の元本額※	246,196,654円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）	235,834,589円
ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）	10,362,065円
合計	246,196,654円

2　有価証券関係

該当事項はありません。

3　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	（2025年３月20日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち１年超（円）		
市場取引	株価指数先物取引 買建 アメリカドル	107,984,975	－	108,324,665	339,690
合計		107,984,975	－	108,324,665	339,690

（注１）　時価の算定方法

株価指数先物取引

1　当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

2　外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2025年３月末現在)

「ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）」

Ⅰ　資産総額	5,047,606,541円
Ⅱ　負債総額	2,451,332円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	5,045,155,209円
Ⅳ　発行済数量	1,114,507,432口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	4.5268円

「ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）」

Ⅰ　資産総額	221,619,127円
Ⅱ　負債総額	1,042,052円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	220,577,075円
Ⅳ　発行済数量	98,506,401口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	2.2392円

(参考情報)

「米国小型成長株式マザーファンド」

Ⅰ　資産総額	5,271,181,496円
Ⅱ　負債総額	2,449,999円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	5,268,731,497円
Ⅳ　発行済数量	245,685,252口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	21.4450円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

２　受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。

３　投資者に対する特典

該当するものはありません。

４　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

５　受益権の譲渡

(1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

６　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

７　受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

８　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

９　質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

① 資本金　3,120百万円

② 発行する株式の総数　36,000株

③ 発行済株式の総数　15,000株

④ 直近５ヵ年における主な資本金の額の増減　該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

＜株主総会＞

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

＜エグゼクティブ委員会他各委員会＞

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年３月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	198	13,193,652
単位型株式投資信託	71	477,676
合計	269	13,671,327

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自2024年1月1日　至2024年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,222	18,849
立替金		42	40
前払費用		153	163
未収入金	※２	2	0
未収委託者報酬		2,178	2,623
未収運用受託報酬		2,712	3,431
未収収益	※２	1,839	1,933
為替予約		1	-
その他流動資産		-	-
流動資産計		26,153	27,042
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※１	500	408
器具備品	※１	432	334
有形固定資産計		932	742
無形固定資産			
ソフトウエア		12	7
無形固定資産計		12	7
投資その他の資産			
投資有価証券		22	32
長期差入保証金		812	820
前払年金費用		1,142	1,241
長期前払費用		6	3
繰延税金資産		732	955
投資その他の資産計		2,717	3,054
固定資産計		3,662	3,805
資産合計		29,815	30,847

（単位：百万円）

		第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		144	85
未払金	※２		
未払収益分配金		5	5
未払償還金		70	70
未払手数料		432	530
その他未払金		69	62
未払費用	※２	945	1,243
未払消費税等		192	424
未払法人税等		1,472	2,223
為替予約		-	3
前受金		254	162
賞与引当金		1,902	2,330
役員賞与引当金		146	147
早期退職慰労引当金		176	129
流動負債計		5,814	7,420
固定負債			
退職給付引当金		101	103
資産除去債務		963	964
固定負債計		1,064	1,068
負債合計		6,879	8,488
純資産の部			
株主資本			
資本金		3,120	3,120
資本剰余金			
資本準備金		3,001	3,001
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,847	6,847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		12,632	12,054
利益剰余金合計		12,968	12,391
株主資本合計		22,936	22,359
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△0	△0
評価・換算差額等合計		△0	△0
純資産合計		22,936	22,359
負債・純資産合計		29,815	30,847

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

		第37期 (自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日)	第38期 (自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,885	8,337
運用受託報酬	※1	8,621	10,459
その他営業収益	※1	18,148	19,213
営業収益計		33,655	38,009
営業費用			
支払手数料		1,597	1,990
広告宣伝費		152	259
調査費			
調査費		357	352
委託調査費	※1	4,651	5,494
調査費計		5,009	5,846
委託計算費		117	92
営業雑経費			
通信費		88	119
印刷費		87	81
諸会費		44	39
営業雑経費計		220	240
営業費用計		7,097	8,430
一般管理費			
給料			
役員報酬		694	425
給料・手当		5,875	5,749
賞与		2,563	2,880
給料計		9,133	9,055
退職給付費用		489	430
福利厚生費		1,185	1,151
事務委託費	※1	4,562	6,695
交際費		69	52
旅費交通費		193	223
租税公課		294	317
不動産賃借料		904	814
水道光熱費		82	70
固定資産減価償却費		473	298
資産除去債務利息費用		2	1
事務過誤取引損		3	0
諸経費		484	459
一般管理費計		17,878	19,571
営業利益		8,678	10,007

（単位：百万円）

	第37期 （自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日）	第38期 （自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日）
営業外収益		
受取利息	-	3
有価証券売却益	-	6
為替差益	-	153
その他	0	1
営業外収益計	0	164
営業外費用		
支払手数料	-	1
有価証券売却損	0	-
為替差損	16	-
固定資産除却損	4	0
その他	0	0
営業外費用計	23	2
経常利益	8,656	10,169
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	203	128
特別損失計	203	128
税引前当期純利益	8,453	10,041
法人税、住民税及び事業税	2,633	3,441
法人税等調整額	163	△223
当期純利益	5,656	6,822

(3)【株主資本等変動計算書】

第37期　(自　2023年1月1日　至　2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2023年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	△3	△3	20,576
当期変動額											
剰余金の配当						△3,300	△3,300	△3,300			△3,300
当期純利益						5,656	5,656	5,656			5,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									3	3	3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,356	2,356	2,356	3	3	2,359
2023年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936

第38期　(自　2024年1月1日　至　2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936
当期変動額											
剰余金の配当						△7,400	△7,400	△7,400			△7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822			6,822
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									△0	△0	△0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△577	△577	△577	△0	△0	△577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	△0	△0	22,359

注　記　事　項

［重要な会計方針］

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
建物附属設備	2,737　百万円	2,852　百万円
器具備品	1,482　百万円	1,455　百万円

※２　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
未収収益	302　百万円	189　百万円
その他未払金	53　百万円	54　百万円
未払費用	52　百万円	27　百万円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500　百万円	3,500　百万円
借入実行残高	―	―
差引額	3,500　百万円	3,500　百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日)	当事業年度 (自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日)
運用受託報酬	282　百万円	284　百万円
その他営業収益	6,983　百万円	6,381　百万円
委託調査費	1,196　百万円	1,222　百万円
事務委託費	1,619　百万円	2,430　百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　(自　2023年1月1日　至　2023年12月31日)

1.　発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	―	―	15,000

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4．　配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年3月30日株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

当事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

1．　発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	―	―	15,000

2．　自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3．　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4．　配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月28日株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度（自　2023年 1月 1日　至　2023年12月31日）	当事業年度（自　2024年 1月 1日　至　2024年12月31日）
１年以内	522　百万円	737　百万円
１年超	1,413　百万円	676　百万円
合計	1,936　百万円	1,413　百万円

（金融商品関係）

1．　金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度　（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	812	791	△21

当事業年度　（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	△27

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度　（2023年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	19,222	－	－	－
(2)　未収委託者報酬	2,178	－	－	－
(3)　未収運用受託報酬	2,712	－	－	－
(4)　未収収益	1,839	－	－	－
合計	25,953	－	－	－

当事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	18,849	－	－	－
(2)　未収委託者報酬	2,623	－	－	－
(3)　未収運用受託報酬	3,431	－	－	－
(4)　未収収益	1,933	－	－	－
合計	26,837	－	－	－

3．　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前事業年度　（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	791	-	791

当事業年度　（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

(注)　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。

（退職給付関係）
前事業年度　(自　2023年1月1日　至　2023年12月31日)
1．　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2．　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△427
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,834

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3,368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	△427
年金資産の期末残高	3,500

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733
年金資産	△3,500
	△767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	△666
未認識数理計算上の差異	△401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	△1,142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	△97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605

（注）特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2．　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	△390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	△36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	△390
年金資産の期末残高	3,661

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	△3,661
	△862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	△759
未認識数理計算上の差異	△400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	△1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	△147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

（注）特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

3． 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円 でありました。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	192	286
賞与引当金	582	713
資産除去債務	295	295
未払事業税	89	122
早期退職慰労引当金	54	39
退職給付引当金	30	31
その他	0	0
繰延税金資産合計	1,244	1,489
繰延税金負債		
前払年金費用	△349	△380
資産除去債務に対応する除去費用	△44	△35
その他	△117	△117
繰延税金負債合計	△512	△533
繰延税金資産の純額	732	955

（注）前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	732	955

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.3
その他	△0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%	32.0%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
期首残高	961	963
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	2	1
期末残高	963	964

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
委託者報酬	6,885 百万円	8,337 百万円
運用受託報酬	8,526 百万円	10,000 百万円
成功報酬 （注）	95 百万円	458 百万円
その他営業収益	18,148 百万円	19,213 百万円
合計	33,655 百万円	38,009 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6．収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

前事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

1．　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．　関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,885	8,621	18,148	33,655

(2) 地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
15,053	14,702	3,899	33,655

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	7,266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,097	投資運用業

3．　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5．　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

1．　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．　関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

(2) 地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

3．　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5．　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	1,190百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	282	未収収益	302
							受入手数料	6,983		
							委託調査費	1,196	未払費用	52
							事務委託費	1,619		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	1,190百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	284	未収収益	189
							受入手数料	6,381		
							委託調査費	1,222	未払費用	27
							事務委託費	2,430		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	5,097	未収収益	886
							委託調査費	11		
							事務委託費	24		

当事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

（注）　1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2．親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ブラックロック・ファイナンス・インク（非上場）
ブラックロック・ホールドコ・２・インク（非上場）
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）
ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）
ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）
ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）
ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）
ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
１株当たり純資産額	1,529,103 円　11 銭	1,490,611 円　39 銭
１株当たり当期純利益金額	377,073 円　92 銭	454,844 円　60 銭

（注）　１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
　　２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
当期純利益　（百万円）	5,656	6,822
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（百万円）	5,656	6,822
普通株式の期中平均株式数　（株）	15,000	15,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5 【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年９月18日	証券業登録に伴う商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年７月１日	グループ会社の１つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年７月１日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年６月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月２日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年４月１日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月５日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月１日	決算期を３月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称　　：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
・資本金の額　　：324,279百万円（2024年３月末現在）
・事業の内容　　：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

・名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
・資本金の額　　：10,000百万円（2024年３月末現在）
・事業の内容　　：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
・再信託の目的　　：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円）（2024年３月末現在）	事業の内容
いちよし証券株式会社＊	14,577	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業者を営んでおります。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000	
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	
東海東京証券株式会社	6,000	
松井証券株式会社	11,945	
マネックス証券株式会社	13,195	
楽天証券株式会社	19,495	

＊　いちよし証券株式会社での取扱いは「Ａコース（為替ヘッジなし）」のみとします。

(3) 投資顧問会社

・名称　　：ブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク
・資本金の額　　：非公開
・事業の内容　　：投資運用業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社（受託者）として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算等、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、当ファンドおよびマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・キャピタル・マネジメント・インクの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第３【その他】

１　交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

①　委託会社名

②　金融商品取引業者登録番号

③　設立年月日

④　資本金

⑤　当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

⑥　「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

①　委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

②　請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第４条第１項又は第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

①　届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②　届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

①　商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

②　投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

③　請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

④　「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

２　交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

３　目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

４　目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　若　林　亜　希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年12月6日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）の2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）の2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年12月6日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員業
務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）の2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）の2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年6月6日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）の2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック米国小型成長株式オープンＡコース（為替ヘッジなし）の2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年6月6日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）の2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）の2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。